

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 住宅課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
空家等対策の推進に関する特別措置法	空家等管理活用支援法人の指定	令和7年6月1日
<p>1 根拠条項</p> <p>第23条第1項</p> <p>市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。</p> <p>関係条項</p> <p>第24条</p> <p>2 審査基準</p> <p>空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定に係る審査基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 支援法人として行おうとする業務の内容が、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第24条各号に規定する業務として適切なものであること。</p> <p>(2) 申請者が、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人又は公益財団法人であること。</p> <p>(3) 大分市暴力団排除条例(平成23年条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は第6条第1号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団関係者」という。)がその事業活動を支配するものでないこと。</p> <p>(4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>ア 未成年者</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>		

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員又は暴力団関係者

(5) 本市内に事務所を有する法人であること。

(6) 本市の市税の滞納がないこと。

(7) 法第25条第3項の規定により指定を取り消された場合にあつては、当該取消しの日から5年以上を経過した者であること。

(8) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正に遂行するために必要な措置等を講じていること。

(9) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(10) 申請者が、空家等(法第2条第1項に規定する「空家等」をいう。)の管理又は活用等に関する活動実績を有する者であること。

3 標準処理期間

30日